

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会規約

(趣旨)

第1条 地域包括ケアの提供基盤となる質の高い福祉・介護人材（介護福祉士等の介護職員並びに社会福祉士等）の確保、育成、定着及び介護現場における生産性向上を目的として、福祉・介護に関わる事業所、職業・人材紹介機関、人材養成施設、事業者・職能団体及び各種支援機関・団体、国・県（以下「関係者」という。）の相互の役割分担と連携、協働によって、関係者の実施する個々の取組を最適化し、全体として計画的かつ一体的に事業を推進するため、関係者が自ら計画・実施・検証する推進組織を設置・運営する。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会（以下「支援協議会」という。）とする。

(位置付け)

第3条 支援協議会は、広島県介護生産性向上総合相談センター事業の実施方針等を検討する広島県介護現場革新会議として位置付ける。

(設置箇所)

第4条 支援協議会は、社会福祉法人 広島県社会福祉協議会（広島市南区比治山本町12-2。以下「県社協」という。）に設置する。

(設置期間)

第5条 支援協議会の設置期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

(構成機関等)

第6条 支援協議会は、次の機関及び団体の代表者（以下「構成員」という。）で構成する。

| |
|-----------------------------|
| 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 |
| 一般社団法人広島県医師会 |
| 公益社団法人広島県看護協会 |
| 一般社団法人広島県介護福祉士会 |
| 公益社団法人広島県社会福祉士会 |
| 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 |
| 公益財団法人介護労働安定センター広島支部 |
| 広島県社会福祉法人経営者協議会 |
| 広島県老人福祉施設連盟 |
| 広島県老人保健施設協議会 |
| 広島県身体障がい者施設協議会 |
| 広島県知的障害者福祉協会 |
| 広島県訪問介護事業連絡協議会 |
| 広島市域訪問介護事業者連絡会 |
| 広島県生活協同組合連合会 |
| 一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック |

| |
|----------------------|
| 一般社団法人広島県シルバーサービス振興会 |
| 広島県市長会 |
| 広島県町村会 |
| 広島労働局 |
| 広島県教育委員会 |
| 広島県 |

(運営)

第7条 支援協議会は、構成員により運営する。

- 2 支援協議会には、会長及び副会長を1人ずつ置く。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が委員から選任する。
- 4 会長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会等の設置)

第8条 支援協議会には、次の部会を設置する。

| 名 称 | 所 掌 事 項 | 定 数 |
|-------------------|---|------|
| マッチング・魅力発信・資質向上部会 | ①福祉・介護人材の確保・体制強化 ②福祉・介護の仕事の魅力発信・イメージ改善 ③福祉・介護人材の資質向上・育成 | 9人以内 |
| 職場改善・生産性向上部会 | ①福祉・介護人材の離職防止・定着促進のための職場改善・魅力ある職場づくり ②介護現場における生産性向上の取組の推進 | 9人以内 |

- 2 各部会の部会長は会長が選任し、部会の委員は部会長が選任する。
- 3 部会には、オブザーバーを置くことができる。
- 4 支援協議会及び部会には、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。

(事務局)

第9条 支援協議会の事務局は、県社協に置く。

(費用負担)

第10条 支援協議会の設置及び運営に関する経費は、各年度に成立する予算の範囲内において広島県が負担する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

平成25年3月15日一部改正

平成25年6月24日一部改正

平成27年3月18日一部改正

平成28年4月 1日一部改正
平成30年4月 1日一部改正
令和 3年4月 1日一部改正
令和 6年4月 1日一部改正